# 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

# (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南風原町は、県都那覇市をはじめとする6市町に囲まれた、沖縄本島南部のほぼ中央部に位置しており、古くから交通の要衝として東西南北に人・物資を運ぶ拠点となっている。また、近年では、那覇空港自動車道や国道329号、国道507号バイパスなどの広域幹線道路網、3つのICなど交通結束点の充実により、沿道やIC周辺での商業施設や物流事務所が多く立地している。

人口については、平成 27 年国勢調査における本町の人口は 37,502 人、その内年少人口は 7,380 人で 19.82%、生産年齢人口は 23,454 人で 63.01%、老齢人口は 6,383 人で 17.15%となっている。令和 2 年国勢調査における本町の人口は 40,440 人で 5 年前に比べると 7.8%の増加となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口(令和 5 (2023) 年 12 月推計)」では今後平成 27 (2015) 年から令和 17 (2035) 年までにはさらに 12.2%増加し、42,100 人となる見込みとなっている。しかし、生産年齢人口は令和 12 (2030) 年をピークに減少が懸念されている。

令和2年国勢調査における本町の全就業者数は17,261人で、第1次産業が2.9%512人、第2次産業が14.8%2,568人、第3次産業が80.1%13,838人と最も高くなっている。

本町の経済を牽引する印刷・同業関連業を含む製造業の労働生産性(1人あたり粗付加価値額)は低下傾向にあり、令和5年経済構造実態調査(製造業事業所調査)における労働生産性は前年度比0.86%減の663万円/人と低下している。

また、町内の中小企業及び小規模企業は人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると本町域内の産業基盤が失われかねない状況にある。また、今後生産年齢人口の減少等から懸念される人手不足に対応した産業基盤を構築する必要がある。

#### (2) 目標

町内中小企業者の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、計画期間中3件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

南風原町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規程に基づいた導入促進 基本計画を策定し、中小企業及び小規模企業の先端設備等の導入を促すことで、先 端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関す る基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

南風原町の産業は、農業、製造業、道路旅客運送業、自動車整備業、建設業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が南風原町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端施設設備等全てとする。

# 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

# (1) 対象地域

南風原町は本島南部の中央部に位置し、那覇空港自動車道や国道 329 号、国道 507 号バイパスなどの広域幹線道路網、3 つの I Cなど交通結束点の充実により、 那覇空港・那覇港などの物流拠点へのアクセスの利便性が高く、様々な産業の集積 を図ることが可能な地域となっている。

また、本町の面積は10.76 Mと比較的小さいが、東西南北に伸びた高規格道路や自動車道などのアクセスの良さから、IC周辺の物流関連・卸売業や医療業、国道329号沿いに印刷団地、道路旅客運送業などが全域に立地している。これら町全域に立地する事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町全域とする。

# (2) 対象業種·事業

町の産業は、農業、製造業、道路旅客運送業、自動車整備業、建設業、サービス 業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産 業で広く事業者の生産性向上を実施する必要がある。したがって、本計画において 対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和7 (2025)年4月1日~令和9 (2027)年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、 雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについて

は先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

# (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。